はん用機械器具（はん用性を有するもので、他の器具及び備品並びに機械及び装置に組み込み、又は取り付けることによりその用に供されるものをいう。）製造業用設備（省令別表第二の第二〇号及び第二二号に掲げるものを除く。）	一二
生産用機械器具（物の生産の用に供されるものをいう。）製造業用設備（省令別表第二の第一九号及び第二一号に掲げるものを除く。）	
金属加工機械製造設備	九
その他の設備	一二
業務用機械器具（業務用又はサービスの生産の用に供されるもの（これらのものであつて物の生産の用に供されるものを含む。）をいう。）製造業用設備（省令別表第二の第一七号、第二一号及び第二三号に掲げるものを除く。）	七
電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備	
光ディスク（追記型又は書換え型のものに限る。）製造設備	六
プリント配線基板製造設備	六
フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路又は半導体素子製造設備	八五
その他の設備	八
電気機械器具製造業用設備	七
情報通信機械器具製造業用設備	八
輸送用機械器具製造業用設備	九
その他の製造業用設備	九
農業用設備	七
林業用設備	五
漁業用設備（次項に掲げるものを除く。）	五
水産養殖業用設備	五
鉱業、採石業又は砂利採取業用設備	
石油又は天然ガス鉱業用設備	
坑井設備	三
掘さく設備	六
その他の設備	一二
その他の設備	六
総合工事業用設備	六
電気業用設備	
内燃力又はガスタービン発電設備	一五
その他の設備	
主として金属製のもの	一七
その他のもの	八

熱供給業用設備	一七
水道業用設備	一八
通信業用設備	九
放送業用設備	六
映像、音声又は文字情報制作業用設備	八
鉄道業用設備	
その他の設備	一二
道路貨物運送業用設備	一二
倉庫業用設備	一二
運輸に附帯するサービス業用設備	一〇
飲食料品卸売業用設備	一〇
建築材料、鉱物又は金属材料等卸売業用設備	
石油又は液化石油ガス卸売用設備（貯そうを除く。）	一三
その他の設備	八
飲食料品小売業用設備	九
その他の小売業用設備	
ガソリン又は液化石油ガススタンド設備	八
その他の設備	
主として金属製のもの	一七
その他のもの	八
技術サービス業用設備（他の項に掲げるものを除く。）	
計量証明業用設備	八
その他の設備	一四
宿泊業用設備	一〇
飲食店業用設備	八
洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	一三
その他の生活関連サービス業用設備	六
娯楽業用設備	
映画館又は劇場用設備	一一
遊園地用設備	七
ボウリング場用設備	一三
その他の設備	
主として金属製のもの	一七
その他のもの	八